破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第１５６号
名古屋市天白区八幡山1502番地
債務者　山田みき子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇田　幸生
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月23日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２号
三重県津市川添町８番22号、前住所三重県津市久居万町852番地５
債務者　小田　高弘
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄山　哲也
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６８２号
神奈川県平塚市千石河岸49番１―107号　シーサイドパレス平塚
債務者　掛端　裕一
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬戸　崇文
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４号
福島県郡山市逢瀬町多田野字河田堀75番地
債務者　安藤　　司
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邊　真也
4　破産債権の届出期間　平成25年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
福島市丸子字御山越３番地の１　ニューシュテール福島701号
債務者　齋藤　達美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
4　破産債権の届出期間　平成25年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１７号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2605番地の61
債務者　東海林博幸
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　正紀
4　破産債権の届出期間　平成25年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月23日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１６号
茨城県北茨城市磯原町磯原1906番地２
債務者　安藤富二男
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１２５号
愛知県大府市長草町東寄合13の１　オレンジヒルナイトー303号、住民票上の住所愛知県大府市共和町２丁目18番地の12
債務者　藤岡　勝則
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　文敏
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６９号
愛知県春日井市押沢台１丁目７番地23
債務者　髙橋　敏男
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞下　寛之
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月16日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９号
愛知県岡崎市天白町字河原25番地　サードニックス天白201、前住所愛知県岡崎市天白町字流レ６番地７　セレーノ天白701
債務者　山下　千代（旧姓宇都宮）
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　通記
4　破産債権の届出期間　平成25年４月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月17日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
金沢市米泉町４丁目48番地２
債務者　小森　敏代
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥毛　美範
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４５号
金沢市米泉町４丁目48番地２
債務者　山本　　勝
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥毛　美範
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前10時35分
6　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８２３号
北九州市八幡西区三ケ森１丁目５番12―201号
債務者　濱﨑　英治
1　決定年月日時　平成25年２月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江村　　智
4　破産債権の届出期間　平成25年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２号
熊本県天草市本渡町広瀬９番地３
債務者　大曲　廣子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木千里
4　破産債権の届出期間　平成25年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
熊本地方裁判所天草支部